日救協第230226号

救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会ワーキンググループ
児玉　聡　座長

一般社団法人　日本救急救命士協会
鈴木　哲司

# 救急救命士の救急車内での超音波検査施行に関する意見書

平素より日本救急救命士協会（以下、本会）の活動にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

この度、「救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会ワーキンググループ」において検討されている救急救命士が行う救急救命処置範囲の拡大を特例的に行うこと（救急救命士によるエコー検査）について下記のとおり意見を申し上げます。

ぜひとも慎重な議論を頂き国民の救急医療安全がおびやかされることのないようにお願いいたします。

記

1．　医行為が拡大されることに伴う教育年限の不足が明確である。超音波検査の施行資格を得るには他の教育内容も含めたカリキュラムにて最低3年の教育課程を修了したものとすべきである。

2．　救急車内で測定したバイタルサインは、救急療機関等の到着時に再度測定し直しているという現実が在る中で、超音波検査を救急車内で施行したならばそのまま手術室に入室でき治療を開始するというのは極めて非現実的である。

3．　本会「救急救命士の倫理綱領」にも
「5　救急救命士は、国憲の堅持、国法の遵守をもって、日本国民たる責務を果たし…」
との記載も在る。現行法令を遵守することが大前提であり、新たな行為の実施には系統的教育を経たものとすべきである。

以上